

審査論文の要旨

郡司は、日本古代律令国家の国郡制において民衆生活にもっとも密接した下級官僚として地方支配の要となった。国家公権の末端に連なる郡司の変遷は、日本中世史研究においても国家論・社会論を論じる上で重要な論点とされ、多くの研究が蓄積されてきた。特に古代地方豪族の系譜をもつ郡司が、平安時代地方秩序の崩壊の中で武士化し領主に成長する過程に注目が集まり、その結果、郡司は中世における在地領主の典型例と考えられてきた。これに対し本論文は、9世紀から12世紀までの郡司制度の変遷を詳細に論じて、郡司層の分化の過程を描き出し、平安時代末期に没落する郡司の具体的分析を通じて、郡司の在地領主化という通説を批判することを目的とする。論文は、序章・本文五章・終章・補論一章から構成される。

序章では、郡司制度の先行研究を概観し、その到達点と課題をまとめる。郡司制度の古典的研究では、古代以来の族的団結と武力を温存した郡司が平安時代前期の対国司闘争を通じて成長し、在庁官人化・荘官化を遂げて所領を確保し、武士化すると理解された。この見解は戦後の領主制論においても継承され、さらに公権分割を重要な契機と見做す新領主制論と王朝国家論でも公権を有する地方有力者の武士化の典型として受け入れられた。ただし鎌倉時代の古文書に現れる郡司を通覧すると、古代令制郡司に遡る事例は稀で、なんらかの形で変容を遂げたものが多くを占める。従って上記の通説は問題があると指摘し、郡司制度を中央との関係で捉え直し、また没落郡司の具体像を探る必要性を掲げる。

第一部「郡司制度の衰退と消滅」は、9世紀から11世紀までの郡司制度の変遷を論ずる。従来、国衙は擬任郡司の任用と雑色人登用を通じて、国衙は郡衙支配を強化し、一方で在地有力氏族の雑色人層が国衙に進出すると説かれたが、以下、この妥当性を再検討する。第一章「奈良平安期郡司任用政策の転換」では、9世紀から10世紀初頭までの郡司任用過程の変遷を論ずる。律令国家は郡司に対して有能な官僚としての「才用」の属性と天皇に奉仕する地方豪族の「譜第」の属性を要求した。8世紀まで、地方譜第子弟は中央下級官人の供給源であったが、9世紀以降、人材の供給過剰となり中央政府の譜第氏族への依存度が低下した。中央政府は郡司銓擬事務から段階的に撤退し、中央政府による譜第氏族保護政策が廃れた結果、位階秩序の浸透と相まって郡領氏族の族的求心力は弱体化し解体に向かう、と結論する。

第二章「郡司制度の変質と郡務内実の変化」では、上記の変化がもたらす在地での郡司の実態を論ずる。律令制下の税目別専当制は、10世紀以降、郡郷制の改編とともに、複数の郡司に徴税責任を分散する郷専当郡司に再編されるが、10世紀後半には一員郡司が出現する。これは郡司共同責任体制の崩壊であり、土地訴訟の実態からも郡司による土地管理能力の低下が知られる。以上から、11世紀までに国衙による在地支配は回復せず、郡司制度の解体傾向は持続する、と指摘する。

付論「「国衙軍制」論の再検討」は、11世紀までの国衙の検断機能は、徴税事務を中心とする国務が妨害されたときのみ発動するものに過ぎず、郡司による不作為が数多く認められる。ゆえに国郡の検断機能も低下した、と述べる。

第二部「安芸国高田郡司藤原氏と伊賀国名張郡司丈部氏」では、研究史上著名な二つの郡司を採り上げ、11・12世紀の郡司の存在形態を復元し、その歴史的意義を再考する。

第一章「安芸国高田郡司藤原氏の知行形態とその没落」は、在地性が希薄で所領経営が破綻没落したと評される安芸国高田郡司藤原氏を採り上げ、藤原氏は高田郡全体ではなく三田・風早両郷の郷専当郡司に過ぎず、その郡司領編成にも失敗した、と指摘する。藤原氏から公驗文書を継承した巖島社神主佐伯景弘は、高田郡の所領化を進めるが、高田郡司藤原氏の公驗文書は利用されずしなかった。もはや郡郷支配の解体の進行に伴い、郡郷司の権益の実績は社会的意味を失った、と述べる。

第二章「伊賀国東大寺領官物率法相論再考」は、11世紀における伊賀国衙・東大寺間の所領相論について考察する。11世紀なかば、国衙財政の疲弊化と中央徴税の強化により、伊賀国守は一国荘園整理を発し財源確保を図る。東大寺と負名層（有力農民）は連携し国衙と対立する。これ以降、実効支配をあきらめた国衙は、中央政府への上訴を通じて、約一世紀にわたり、東大寺と出作公伝の官物率法をめぐる争うこととなる。承安四年（一一七四）、実質的な訴訟解決を放棄した中央政府は、東大寺の領域支配を認める判定を下すが、これは東大寺と負名層の自力救済の結果である、と評価する。

第三章「黒田荘一円寺領化過程の再検討」は、在地領主化した郡司の典型例とされる伊賀国名張郡司丈部氏の消長を跡づけ、その歴史的意義を論じる。承安四年の名張郡一円寺領化は、前代における東大寺の実効支配を公認したに過ぎない。11世紀から史料に現れる丈部氏は、当初、国衙側に立ちつつも東大寺と直接衝突はしなかったが、久安年間、知行国主たる摂関家が伊賀国支配を強化すると郡司は東大寺と武力衝突に及んだ。承安四年、東大寺が中央との繋がりを利用して院庁下文を獲得し、名張郡一円の寺領化を達成したのは、こうした郡司の攻勢への反撃であり、これにより郡司の没落が決定的になった、と述べる。

終章「十一世紀中葉以降の在地社会を見るための新しい視点」では、在地首長制論にもとづく郡領氏族の在地領主化説と国衙による郡衙解体・中世的所領形成説は成り立たないことを確認し、11世紀中葉以後、国衙徴税強化政策により郡司の没落傾向を強めたことを示した。さらに地方社会における在地領主化の契機として中央との接触が不可欠であったと考えられる、との展望を述べている。